

平成29年度第5回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年7月26日（水）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第5回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、本評価委員会は、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づいて公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第でございますとおり、「馬事公苑（その2）について」の評価書案に係る意見募集結果の報告、項目別審議及び総括審議、「その他」となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○柳会長 分かりました。

それでは、議事に従って進めてまいりたいと思います。

まず、議事1「馬事公苑（その2）について」です。

評価書案に係る意見募集の結果について、最初に報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、「馬事公苑（その2）について」の意見募集の結果について説明いたします。

馬事公苑（その2）の評価書案でございますが、こちらは5月18日に環境局長に提出するとともに、オリンピック・パラリンピック事務局のホームページで公表いたしました。その後、5月26日の評価委員会にてお諮りし、意見聴取の手続を開始いたしました。都民の方々からの意見募集については、評価書案の公表と同時に開始し、5月18日から7月1日までの45日間で行いましたが、今回の評価書案に関する御意見はございませんでした。

説明は以上となります。

○柳会長 それでは、次に評価書案の項目別審議を中項目ごとに行いたいと思います。

初めに、大項目分類の環境項目における中項目「主要環境」の小項目「土壌」について審議を行います。

こちらは、中杉委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-1をご覧くださいませでしょうか。  
読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：主要環境（土壌）

担当：中杉委員

## 意見

### 【土壌】

施設の稼働に伴い診療所等の施設が引き続き設置されることから、環境保全措置を徹底し、新たな土壌汚染や地下水汚染を引き起こさないよう努めること。

こちらの意見に関してでございますけれども、紫色の評価書案の16ページが現況の配置図という形になっております。位置的にはこちらを御参照いただきながら、記載については55ページの「イ. 土壌中の汚染物質の状況」というところなのですけれども、こちらも併せて御参照いただければと思います。

まず、土地利用の履歴等から汚染のおそれがあるとされた土地は3カ所ということで、16ページの「図7.2-2（1）配置図（現況）」の一番上の南エリア「インドアアリーナ」と書かれた部分になりますけれども、こちらの「南エリア」には、旧陸軍の衛生材料廠ですとか進駐軍の資材置場、また、倉庫などが設置をされていたということにして、陸軍の衛生材料廠というところでは医薬品等の貯蔵が行われていたということになっております。また、計画地の「北エリア」、こちらは「南エリア」の下の広い部分になりますけれども、左上のところでは現在は診療所や装蹄所が設置されております。

あと、計画地の「公和寮エリア」、こちらは「北エリア」の左側の出っ張ったところの敷地の部分ですけれども、こちらには給油所が設置をされていたといった履歴になっております。こうした土地利用の履歴から、これらのエリアでは土壌汚染のおそれがあるとされまして、それぞれの箇所でも調査を実施しました結果、公和寮エリアでは汚染はなかったということで、「南エリア」では鉛が検出をされているという状況です。

この2点については、以前の馬事公苑の審議の中でも御説明をさせていただいたところですが、その後の調査で「北エリア」のちょうど「診療所・装蹄所」と書いてあるところと「厩舎」の間辺りになりますが、この「北エリア」でも六価クロムが確認をされております。「南エリア」ですとか「北エリア」の汚染が確認をされたところでは、今後汚染土壌を撤去するという形で対応が行われる予定となっております。

また、施設の稼働時、実際の建物が建った後についても、引き続き診療所等の施設が設置をされるということで、どこに設置されるかというのは隣の17ページ「図7.2-2 (2) 配置図 (計画)」をご覧くださいますと、少し字がにじんで見えにくくなっているのですが、左側の出っ張った公和寮エリアの右下辺りですか、「管理センター」という青い建物があるのですが、その「管理センター」の中に診療所が設置をされるということになっております。このように施設稼働後も、新しい建物の中でも診療所等の施設が引き続き設置をされるということになりますので、環境保全措置を徹底して、今見つかったものについては全て搬出をする、撤去するという形になりますけれども、新しい土壤汚染ですとか地下水汚染を引き起こさないように努めていただきたいというのが、こちらの「土壤」に関する意見でございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、中杉委員、何か補足することはございますか。

○中杉委員 基本的には、現状の土壤汚染の存在そのものについての対策は適当だと考えております。

新しい施設も、引き続き同様の施設が使われるということですが、実際には、新しい法律に準拠して、地下水、土壤の汚染対策が図られるということで、それはそれで結構だろうと思いますが、それを徹底していただくということでこういうコメントをつけています。

具体的に言うと、71ページに「9.1.3 ミティゲーション」で「(1) 予測に反映した措置」のところが一応「準拠して」と申し上げた部分ですが、(2) 予測に反映しなかった措置」のところも非常に重要な話で、実際に、ほかの同様の施設が厩舎の入り口の消毒薬の部分が原因で、地下水、土壤汚染が起こっているという事例がございますので、このまましっかりしていただく必要があるだろうと思います。

ここで、最後に「コンクリート等」と書いてあるのでいいかと思いますが、「不浸透性材料を用いる」ということになっていますが、コンクリートの場合は、打ちっぱなしですと十分かどうかということに少し疑念が持たれます。コンクリートというのは浸透しないと一般に考えられるのですが、コンクリートは漏れて浸透している例がありますので、そこら辺のところはしっかり注意して考えていただく必要があるだろうと思います。これは「等」と書いてありますのでそのまま結構ですが、そういうことも含めて、環境保全措置を徹底していただくことが必要だろうということでこういうコメントをつけさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「土壌」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、中項目「生活環境」の小項目「日影」について審議を行います。

こちらは、平手委員に検討していただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 「日影」につきましては、平手委員に御検討いただいたところになりますけれども、こちらについては意見なしと承っております。

○柳会長 意見なしということですが、平手委員、何か補足はございますか。

○平手委員 84ページ、85ページを見ていただいて、これが「図9.2-4 時刻別日影図」と「図9.2-5 等時間日影図」ということですが、18mの最高高さの建物ということで日影図のほうには多少朝の北側、夕方の東側にちょっと影が出ておりますが、時間で見ますと2時間、3時間の日影線は全て道路内におさまっているということですので、問題なかろうということで意見なしといたしました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「日影」につきましては意見なしといたします。

次に、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観、歩行者空間の快適性」について審議を行います。

こちらは、平手委員、興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-2を読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：アメニティ・文化（歩行者空間の快適性）

担当：興水委員

#### 意見

##### 【歩行者空間の快適性】

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、施設管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

こちらの意見に関しましては、ほかの施設でも何度か同様の意見をしてきたという経緯もございますけれども、まず評価書案の119ページの図9.4-6のところでは、周辺の鉄道駅から計画地にアクセスをする経路上で歩行者が感じる快適性の程度に係る予測地点ということで、No.1からNo.5まで示されているところです。

駅に関しては、こちらに記載があるとおりの小田急小田原線ですとか東急田園都市線、東急世田谷線の最寄り駅からという形になりまして、歩行者動線がオレンジの点線の矢印の部分になりますけれども、こちらを見ていただきますと、計画地まではどの駅からも一定の距離があるということと、経路上、街路樹がない部分もあるという状況になっております。

121ページに、No.1からNo.5までの暑さ指数が一番下のところ表9.4-7の中で記載をされております。この中では、建築物等による日影部分では、28度とか29度まで低下をするとされておりますけれども、日影のない直射日光の下ではNo.5の地点になりますが、最大で32度となっております。32度というのは、熱中症が全ての生活活動の中で起こる危険があるというレベルとされております。

その上でのミティゲーションについてでございますけれども、122ページ「9.4.3 ミティゲーション」のところです。上から3つ目のポツのところでは「都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保する」という記載がございます。また、下の4つ目のポツのところでは、「計画地内は、緑地広場の整備等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としている」とされております。こうした記載もされていることも踏まえまして、施設管理者、道路管理者等と十分に連携を図っていただいて緑陰を確保するなど、一層の暑さ対策に努めていただきたいということをこちらの「歩行者空間の快適性」に関する意見としてございます。

なお、「景観」につきましては、平手委員に御検討をいただいたところになりますけれども、こちらは意見なしと承っております。

以上です。

○柳会長 それでは、最初に平手委員、「景観」につきまして何か補足することはございますか。

○平手委員 98ページから102ページまでが、「現況」と「大会開催前 大会開催後の施設の存在」が写真になっておりますけれども、見ていただきますと、No.1、No.2、No.3までは建物は視認できないと。No.4で見えておりますけれども、現状のものと比べると建物が占める割合は減っている。No.5は見えない。

緑視率につきましては104ページですけれども、ほとんど変わっていないと。数値的には103ページにありますように0.5%増ということですので、全体として問題はないと判断いたしました。それで意見なしということでございます。

○柳会長 それでは続いて、興水委員、「歩行者空間の快適性」につきまして、何か補足することはございますか。

○興水委員 119ページの図をご覧いただきたいと思いますが、先ほど事務局から御説明のあったとおりですが、馬事公苑は御説明のように、昭和39年の前のオリンピックのときにも会場になったところでございます。もちろん当時と比べますと、今日あるいは2020年は大変な利用量で密度が高まりますし、既に周辺の道路の交通状況も大変密度が高くなっております。そういう意味で大変な混雑が予想され、また、心配もされるところでありますが、とりわけ観客といいましょうか、入場者がアクセスする場合には、車、公共交通機関、公共バスなどの利用は難しいところでもありますので、北の経堂駅、南の桜新町駅の2つの駅が主要な乗降の駅になろうかと予想されるわけですが、いずれにしても、現在この道はちょうど馬事公苑のすぐ北にありますので、東京農業大学の関係者の方々が頻繁に利用するところで、大変通行量も多いという場所でございます。

そういう意味では、この2つの動線は大変大事になるわけですので、また、そんなに広い道ではありませんので、新たに街路樹を整備するということは到底不可能だろうと思えますから、周辺の開発が進む際に少しでも空地を設けるとか、あるいは樹木を点々とも植えるといったきめ細かな対策をすることによって、歩行者に対する緑陰等の確保をしてもらうということで、道路管理者あるいは周辺の関係者と十分協議をしてということを目指しておきました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「歩行者空間の快適性」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

それでは、次に中項目「資源・廃棄物」の小項目「水利用、廃棄物」についての審議を行います。こちらは谷川委員に検討をしていただいております。

事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3を読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：資源・廃棄物（水利用、廃棄物）

担当：谷川委員

## 意見

### 【水利用】

1 馬場散水には井水を上水と併用して利用する計画としていることから、散水量全体に対する井水の割合を明らかにすること。

### 【廃棄物】

2 従前の施設で産業廃棄物が発生していることから、当該施設での発生状況について明らかにすること。また、産業廃棄物が発生する場合には、適切な環境保全措置を講じること。  
以上、2点の意見になります。

まず、1番目の「水利用」に関する意見についてでございますけれども、評価書案の130ページの「9.5.3 ミティゲーション」の部分になりますが、「(1) 予測に反映した措置」の1つ目のポツのところ、保水性のよい馬場構造を採用することにより、馬場への散水量を従前より30%低減するということが記載をされておまして、あわせて馬場散水には井水を上水と併用して利用する計画であるということも記載をされております。

井水の利用に関してでございますけれども、実際に井水が散水量全体のうちのどのぐらいの割合になるかということについては、この図書の中では示されていないということになっておりますので、散水量全体に対して、井水の割合がどのぐらいなのかということをお明らかにしていただきたいというのが1番目の意見になります。

2番目の「廃棄物」についての意見でございますけれども、こちらについては134ページの表9.6-2でございますが、「従前の馬事公苑における廃棄物発生量の状況（平成27年度）」ということになりますが、下の注書きの3)の部分で「この他に、その他の産業廃棄物約9tが発生しており」という記載がございます。こちらについては廃プラスチック等と聞いておりますけれども、実際に施設稼働後の表はどうかといいますと、142ページに新しい施設の稼働時の廃棄物の発生量等が表9.6-5に記載されておるのですけれども、こちらの表には、先ほどの「表9.6-2 従前の馬事公苑における廃棄物発生量の状況（平成27年度）」という表のところ、注釈として記載されておりました産業廃棄物の発生状況についてどうなのかということが触れられていないということになっておりますので、142ページの施設稼働後の当該施設において、産業廃棄物が発生をするのかどうかということをお明らかにしていただきたい、また、

発生をする場合には、適切な環境保全措置を講じていただきたいというのが2番目の「廃棄物」に関する意見になります。

以上でございます。

○柳会長 それでは本日は、谷川委員は御欠席ですが、事務局から補足はございますか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 谷川委員からは、今、御説明をさせていただきました意見のほかに留意点として、幾つか御指摘をお預かりしております。

谷川委員からは、これらについて事務局から事業者への指導をよろしくお願ひしますという形でコメントをいただいているところです。

○柳会長 分かりました。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。

中口委員。

○中口委員 2点、「水利用」に関してお伺いしたいのですけれども、まず馬事公苑の水使用量の絶対量というのがお分かりになるのでしょうか。124ページとか125ページあたりを見ても、その辺の数値が見当たらないので教えていただきたいということが1点。

それから、ここで問題になるのは、水利用の絶対量よりも井水の割合が問題になると考えてよろしいのでしょうかという2点でございます。

○柳会長 いかがでしょうか。事務局のほうでお願いします。

○臼井施設調整担当課長 そういう意味では、今回いただきました井水の割合とあわせて絶対量についても確認していきまして、評価書で記載をしていくという形でも可能かと思いますが、その割合について今回は御指摘をいただいているということはお聞きしているところではございます。

○中口委員 ありがとうございます。

素人的に考えると、その絶対量として節水に努めるということも大事なと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○臼井施設調整担当課長 節水についても、これまでの会場でも取り組んできてまいりましたように、そういう意味で上水ではなくて、中水であるとか、雨水あるいはこういった井水の利用などという形で上水の節約をしていくというところはあるかと思うのですけれども、そういった意味で井水については、地下水の利用の制限もあるとは思いますが、その中で上水の節水につながるような形で利用できればということかとは思っております。

○中口委員 井水が特に重要だということで、御意見を谷川委員はされているということで

すね。

○白井施設調整担当課長 はい。

○中口委員 分かりました。ありがとうございます。

○東條オリパラアセスメント担当課長 ちょっと補足になりますけれども、ここでは井水を利用すると書かれてありながら、どのぐらい井水がその割合を占めているのかということが書かれていないので、それはきちんと書いてくださいという意見なのですけれども、節水の取組としては保水性がいい馬場構造にするということで、散水量自体を従来より30%低減するといったことも書かれておりますので、それについては節水の取組もあわせて行われるということで認識をした上で、明らかになっていない井水の割合については、ちゃんとここで書いてくださいという意見になります。

○中口委員 分かりました。

節水については、都の要綱なり、国の方針に沿って、別段ここに書かなくてもされるということですね。

○白井施設調整担当課長 地下水を利用できる場合というのは、限られてくるところもあるかと思っておりますので、上水の節水の方策の一つとして井水があると。また、そういう意味で馬事公苑ではその方法があったというところがございますけれども、各会場で雨水の利用などといった形で水利用において配慮しているところかと思っております。必ずしも井水の利用が各会場でできるわけではないかとは思っています。

○中口委員 結構です。

○柳会長 中杉委員、お願いします。

○中杉委員 「廃棄物」ですけれども、142ページのところに再利用・再資源化の話が書いてあるのですが、「馬糞・馬房敷料」が一番多くて、これは100%再資源化で堆肥に使うということなのですが、その上に2番目に多いのが木草類、紙くず、これは中身が分からないのですが、木草類であれば、これも堆肥に使えるのではないだろうか。この割合をもう少しはっきりさせていただいて、例えば馬ふんとか馬房敷料で堆肥の原料として引き取ってもらっているのであれば、木草類を分ければそれが可能ではないか。そうすると、これは多分再利用率・再資源化量というのはこの量の大きさから見て、90%を超えることは可能ではないかと思っておりますので、そこは検討していただければと思います。

○白井施設調整担当課長 現在の実態として、このような数値となっていたところもございまして、今はゼロとなってございますけれども、現状を再度確認させていただいて、評価書

で反映できるところは反映させていただければと思っております。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

「水利用、廃棄物」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス、エネルギー」について審議を行います。

こちらは、野部委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-4をご覧くださいませでしょうか。こちらを読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員

#### 意見

##### 【温室効果ガス、エネルギー 共通】

1 「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。

##### 【温室効果ガス、エネルギー 共通】

2 再生可能エネルギーの導入の可能性について検討するとともに、電気使用量削減の方策として高効率機器の採用や個別分散方式の採用等を行う計画としていることから、このことについて具体的に記述すること。

以上、2点になります。

まず、1番目の意見につきましては、評価書案の158ページの「9.7 温室効果ガス」の「9.7.3 ミティゲーション」の部分でございますけれども、こちらに6点記載がございます。内容としては照明ですとか空調、換気等の設備についてですとか、自然採光や自然換気についてということで記載がされております。説明を省略させていただきますけれども、これらの記載についてはエネルギーに関しても同様の記載がされているところです。

評価につきましては、その下の「9.7.4 評価」の「(2) 評価の結果」のところ、こうしたミティゲーションの実施によって温室効果ガスの排出量ですとか、エネルギー使用量が少なく抑えられるという趣旨の記載がございます。ただ、温室効果ガス、エネルギーともに東

京都建築物環境計画書制度における評価の項目の一つである「エネルギーの使用合理化」の中に建物の断熱性に関するPAL\*低減率と、設備の省エネ性に関するERRというものがありますけれども、こちらの段階の取得というものを目指すのかどうか、目指す場合は、どの段階の取得を目指すのかといったことが明らかになっていないということがございますので、これらに関する考え方をこの図書の中で示していただきたいというのが1番目の意見になります。この意見については、先日御審議いただきました有明テニスの森ですとか大井ホッケー競技場でも、同様の意見をつけているところでございます。

2番目の意見につきましては、ページを戻っていただく形になるのですが、18ページに「図7.2-3 イメージ図」として図がございまして、こちらを見ていただきますと、計画地の周囲には高層の建物が余りないという中で、計画地内には低層の建築物が幾つか建設をされるということで、こうした建築物については屋根面が比較的ちゃんととれる形になっているということもございまして、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入ができないのかどうか。その可能性について検討を行っていただきたいということを意見としているところです。

評価書案のページを何枚かおめくりいただいて23ページの「(6) 設備計画」と書かれたところの一番下の部分で、電気使用量削減のため、高効率機器の採用、全熱交換器の採用、個別分散方式の採用ということが書かれているのですが、これらの具体的な内容については、この図書の中で触れられていないということで、「温室効果ガス」とか「エネルギー」の項目の中でも、これらに関する記述が出てきていないということがありますので、この図書の該当する部分のところに具体的な内容の記載をいただきたいということも併せて意見しているところです。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、野部委員何か、御意見、補足はございますでしょうか。

○野部委員 今、事務局から懇切な御説明があったので、一点だけつけ加えさせていただきます。

エネルギーも温室効果ガスも、既存の施設の原単位に今度は計画しているというか、面積を掛けるということで予測をしておりますけれども、これは非常にもともとの建物の原単位が小さいということで大丈夫だろうという書き方になっています。具体的にこれは、今事務局から御説明があったようないろいろな検討を可能な条件が整っているかと思っておりますので、

その辺を計画書では具体的に記述していただきたいということでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「温室効果ガス、エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全、消防・防災」についての審議を行います。

こちらは、水村委員、池上委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 「安全」につきましては水村委員に、「消防・防災」につきましては池上委員に御検討をいただいたところですが、こちらにつきましては、いずれも意見なしと承っております。

○柳会長 それでは「消防・防災」につきまして、池上委員、何か補足はございますか。

○池上委員 補足ということでもないのですが、ほかの施設と違って液状化の心配も低いところですし、今までに経験したことがない、今あちらこちらで起こっております集中豪雨、ああいうようなことが起こったときにちょっと心配かなという程度なのです。

以上です。

○柳会長 それから、水村委員は本日御欠席ですが、事務局から何か補足はございますか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 特にはございません。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「安全、消防・防災」につきましては意見なしといたします。

本案件の項目別審議ですけれども、以上で全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3を読み上げさせていただきます。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））について（意見）

## 第1 審議経過

本評価委員会では、平成29年5月26日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は3ページについてございます。

## 第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。以降の項目の内容については、全て本日御審議いただいた形になりますので、読み上げの省略をさせていただきます。

3ページが先ほど申し上げた付表となっております。

以上になります。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で、意見のかがみを配付してください。

（「かがみ」を配付）

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

29東環評第5号

平成29年 7月26日

東京都環境局長

遠藤雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（馬事公苑（その2））について（意見）

平成29年5月26日付29環総政第194号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただきました資料3のとおりになります。

以上でございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することにいたします。

最後に「その他」、本日の事務局からの説明について何か質問等がございますか。よろしいでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 なかなか日程が合わずに第5回目にして、今年度初めて参加させていただいて浦島太郎状態なのですけれども、私の担当のところは「参加・協働」ということで、結局、個別の評価を行わず、運営計画が出てきてからの評価という、全体としての評価ということとずっと来ていて何度か質問しているのですけれども、その運営計画というものがいつぐらいに出てくるのかという見通しが分かりましたら教えていただければと思います。

○柳会長 それでは、事務局のほうでお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 そういう意味で、運営計画について現在、検討を進めているところでございますけれども、いずれにしても、大会前の段階で評価書まで行って、また、フォローアップの計画書まで行く必要があると考えてございますので、運営計画という形で完全なものになるかどうかというところもありますけれども、今後計画の熟度が高まってきた段階で何年度になるかというところもあるのですが、平成31年度、大会前には適切な手続きが進むように今後取組を進めてまいりたいと思いますけれども、申し訳ありませんが、現在のところはその計画についてまだできている状況ではございません。

○中口委員 ありがとうございます。

これも、毎回申し上げていることなのですけれども、直前になってその運営計画が出てきて、ここの場で意見を申し上げても、結局何もできないということを危惧しておりますので、

今おっしゃったとおり、成案という形になる前に情報が出てきた時点で少し御披露いただけ  
たらなと思います。

○柳会長　そういうことですので、事務局のほうでは、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前10時45分閉会)